三愛経営労務管理センター便り

改正施行目前! 4月以降の労働者募集に関する注意点

◆募集時等に明示すべき労働条件が追加されます

令和6年4月より、労働契約の締結時や有期労働契約の更新時に明示すべき労働条件として、「就業場所」「業務の変更の範囲」が追加される等の改正が施行されます。既に、この改正に対応した労働条件通知書等のフォーマットが厚生労働省ホームページで示されています。

この明示すべき労働条件の追加は、求人の申込みの際に明示しなければならない労働条件としても追加されますので、注意が必要です。

◆追加される明示事項は?

具体的には「就業場所」として、「雇入れ直後」のものと「変更の範囲」を求人広告等に記載することとなります。「業務の変更の範囲」についても同様です。

さらに、有期労働契約を締結する場合には「有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項」(通 算契約期間または更新回数の上限を含む)も明示しなければなりません。

◆「変更の範囲」はどこまで想定して書けばよい?

特に正社員の場合、契約期間が長くなるため、営業所や部署が新設される可能性などを考慮するときりがありませんが、厚生労働省のQ&Aでは「募集等の時点で具体的に想定されていないものを含める必要はありません」とされています。

◆スペースに書ききれない場合はどうする?

求人広告などの限られたスペース内に書き入れない場合は、「詳細は面談時にお伝えします」などとしておき、一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、すべての労働条件を明示する必要があります。

令和 4 年分労働災害統計確定値が公表されました

◆労災の半数は第三次産業で発生

労災と聞くと製造業などが中心だと感じるでしょうか。しかし、令和4年の労災(死亡災害および休業 4日以上の死傷災害)は、その半数以上が第三次産業で起こっています。

第三次産業の中でも、群を抜いて増えているのが社会福祉施設等での転倒や腰痛等(動作の反動・無理な動作)による災害です(平成29年比較で46.3ポイント増)。

また、景気の回復を反映して「接客・娯楽」業や、高齢者の就労する割合の多い「警備業」での労災も目立って増加しています。

◆年始は特に注意

これから1年で一番寒い時期を迎えます。また、年末年始の休みが明けて体を急に動かす時期でもありますので、労災には一番注意したい時期です。労働人口の高齢化と共に、いずれの業種でも、最近の労災で多いのは転倒によるものです。転倒の怖さは言うまでもないとは思いますが、たった一度の転倒で寝た

きりになってしまうこともあります。

労災が多い、あるいは重大な災害が起きると労働基準監督署の調査が入ることになります。企業としての安全対策をきちんとしてない場合は、事故に対する事業主の責任が問われ、損害賠償訴訟等に発展してしまう可能性もあります。

◆労働者死傷病報告書の改正

少し先になるようですが、労災が発生した際に労働基準監督署へ提出する労働者死傷病報告書の様式 が改正されます。事故の状況等について、より詳しく報告することになるとともに、提出方法も電子申請 が原則となるようです。今後の情報に注意しておくとともに、労災事故のない職場にできるよう安全対策 やルール作りを進めたいですね。

70歳までの就業機会を確保する企業は約3割

~厚生労働省「令和5年高年齢者雇用状況等報告」より

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65 歳までの高年齢者雇用確保措置を講じるよう企業に義務付けているほか、70 歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるように努めることを企業に義務付けています。

厚生労働省は、今年6月の時点で高齢者の雇用状況について従業員 21 人以上の全国の企業 23 万社あまりを対象に調査し、その結果を公表しました。主なポイントは次のとおりです。

- ◆65 歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況
- ・65 歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9% [変動なし]
- ・高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、「継続雇用制度の導入」により実施している企業が69.2% [1.4ポイント減]、「定年の引上げ」により実施している企業は26.9% [1.4ポイント増]
- ◆70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況
- ・70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は29.7% [1.8ポイント増]
- ・中小企業では 30.3% [1.8 ポイント増加]、大企業では 22.8% [2.4 ポイント増]

厚生労働省は「人手不足が深刻な中小企業のほうが比較的、制度の導入に積極的な傾向が見てとれる。 法律の施行以降、就業機会を確保する企業は増加していて、引き続き制度の導入や環境整備を働きかけて いきたい」としています。

- ◆企業における定年制の状況
- ・65 歳以上定年企業(定年制の廃止企業を含む)は30.8% [1.4 ポイント増]
- ◆66歳以上まで働ける制度のある企業の状況
- ・66 歳以上まで働ける制度のある企業は43.3% [2.6 ポイント増]
- ・70 歳以上まで働ける制度のある企業は41.6% [2.5 ポイント増]

障害者雇用状況と法定雇用率の引上げ~厚生労働省集計結果より

◆雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

12月22日、厚生労働省は令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を公表しました。障害者雇用促進法では、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率)以上の障害者を雇うことが義務付けられています。

現在の法定雇用率は民間企業においては2.3%です(令和6年1月時点)。

同調査によれば、雇用障害者数は64万2,178.0人(対前年差2万8,220.0人増、対前年比4.6%増)、 実雇用率2.33%(対前年比0.08ポイント上昇)で、雇用障害者数、実雇用率いずれも過去最高を更新しています。また、法定雇用率達成企業の割合は50.1%(対前年比1.8ポイント上昇)となっています。

◆精神障害者の雇用数が増加

雇用されている障害者の数については、身体障害者は 360, 157.5 人(対前年比 0.7%増)、知的障害者は 151, 722.5 人(同 3.6%増)、精神障害者は 130, 298.0 人(同 18.7%増)となっています。特に精神障害者の伸び率が目立つ結果となっています。

◆法定雇用率の引上げ

今後、法定雇用率は、令和6年度からは2.5%、令和8年度からは2.7%となり、段階的に引き上げられます。

同調査によれば、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は31,643社で、未達成企業に 占める割合は58.6%となっているそうです。障害者雇用は未知の取組みであるという企業はまだ少なく ありません。多くの企業で雇用が義務付けられるようになる中、企業としても、障害者雇用に関する各種 相談・支援機関の利用や障害者雇用に関する助成金等の活用なども検討しながら、障害者雇用への取組み を進めていきたいところです。

4月より労災保険率の改定が予定されています!

◆労災保険率とは?

労災保険率とは、労災保険料の計算に用いられる料率のことです。労災保険率は業種によって異なり (全部で54の事業)、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定 されています。建設事業などの危険な業種ほど高く、労災事故が起こりにくい業種ほど低く設定されてい ます。

- ◆労災保険率を業種平均で 0.1/1000 引下げへ 労災保険率の業種平均は現在 4.5/1000 ですが、業種平均で 0.1/1000 引き下げられる予定です (4.4/1000 へ)。
- ・引下げ→「林業、定置網漁業又は海面魚類養殖業」「採石業」「めつき業」「金属材料品製造業」など の 17 業種
- ・引上げ→「パルプ又は紙製造業」「電気機械器具製造業」「ビルメンテナンス業」の3業種
- ・変化なし→34 業種
- ◆一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定へ 全25区分中、5区分で引下げとなる予定です。
- ・引下げ→「個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の 事業」「建設業の一人親方」「医薬品の配置販売業者」「金属等の加工、洋食器加工作業」「履物等の 加工の作業」の5区分
- 引上げ→なし
- ◆請負による建設の事業に係る労務費率(請負金額に対する賃金総額の割合)を改定へ 「鉄道又は軌道新設事業」「その他の建設事業」の労務費率を引き下げる予定です。

2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

1 日

○ 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

13 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16 日

○ 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署] ※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

29 日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付「郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行] ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

〈作成〉

 $\mp 103-0022$

東京都中央区日本橋室町 1-12-12 水島ビル 5F 三愛経営労務管理センター 電話 03-3246-2757